

いじめ防止基本方針

【 基本姿勢 】

いじめは、させない！
許さない！
隠さない！
一人ではなくチームで対応

高萩市立高萩中学校

いじめとは

○ いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、当該児童生徒が、一定の人的関係にある他の児童生徒等から、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）を受けたことにより、心身の苦痛を感じているものをいう。なお起こった場所は、学校の内外を問わない。

◇ いじめにより、次のような疑いが認められる場合、これを「**重大事態**」という。

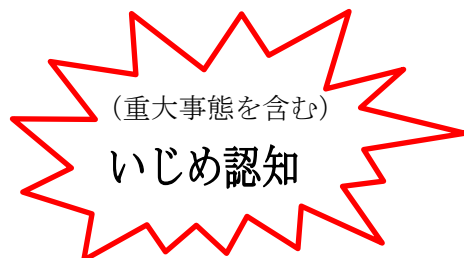
- ① 生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い
- ② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い

いじめの基本認識

教師がもつべきいじめ問題についての基本的な認識

- ① いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許されない行為である。
- ③ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめは、「いじめられる側にも問題がある」という見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会など、すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

取組のための組織



校長・教頭
生徒指導主事・学年主任

いじめ防止協議会

開催日： 毎月開催

構成： 全職員

内容

- ① 未然防止の取組
- ② 早期発見の取組
- ③ アンケートの実施と結果報告
- ④ 各クラスの状況報告

いじめ問題対策会議

○開催日： いじめを認知した時点で、速やかに開催する。そして、事態収束まで開催する。

○構成： 校長 教頭 生徒指導主事 学年主任 学級担任 SC その他

○内容

- ① 事実関係の正確な調査・把握と教育委員会への報告
- ② 被害者、加害者または全体に対して、具体的な指導方針を検討
- ③ 保護者と連携を取りながら、いじめの解決指導
- ④ 関係機関（教育委員会、警察、児童相談所等）と連携を取りながらいじめの解決指導

いじめの未然防止に向けて

1 生徒指導の4つの視点を生かした教育活動

(自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安全・安心な風土の醸成)

- ① 「わかる授業づくり」を進め、すべての生徒が参加・活躍できる授業の工夫
- ② 生徒指導の観点による授業の相互参観の実施

2 道徳教育・人権教育の充実(「ネットいじめ」対策を含む)

- ① 人権意識の高揚、自己存在感を高める道徳授業の実践
- ② 人権集会の開催及び人権コーナー(掲示物)の設置
- ③ 携帯電話、インターネット等の情報モラルの指導と保護者との連携(家庭でのルール作りの推進)

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- 匿名でも書き込みをした人は、特定できること
- 違法情報や有害情報が含まれること
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害などの別の犯罪につながる可能性があること
- 一度流した情報は、簡単には消去できないこと

3 心の居場所となる学級づくり

- ① 学級全員の思いや願いが込められた「学級目標」の設定
- ② グループワークトレーニング・構成的グループエンカウンター・ピアカウンセリングを活用した人間関係づくり
- ③ Q Uアンケートの活用

4 生徒会活動の充実

- ① 生徒の創意工夫を生かした運動会、文化祭等の開催
- ② 生徒会主体とした「いじめ根絶運動(いじめ根絶宣言)」の実施

5 いじめ防止研修会の実施

- ① 市及び県主催研修会の伝達研修
- ② スクールカウンセラーやスクールロイヤーを講師とした事例研修会の実施

いじめの早期発見に向けて

1 相談体制の充実 ～ 気軽に相談できる雰囲気づくり ～

- ① 生徒指導部と教育相談部による合同部員会の開催(週1回)
- ② スクールカウンセラー、心の教室相談員、訪問型家庭教育支援員との情報交換
- ③ 教育相談月間(11・1月)及び必要に応じて個人面談を実施
- ④ 学校HP上に相談窓口「高中ホットライン」の設置

2 小さなサインを見逃さない ～ 生徒がいるところには、先生がいる ～

・フォーサイト手帳等を活用した学級担任との絆づくり

3 アンケート調査による実態の把握

・アンケート調査を月1回実施(全員実施)→気になる記述は二者面談で確認

4 保護者との連携

- ・各種通信(学校、学級)、HPを通して、保護者の学級への関心を高める。
- ・定期開催のPTA役員会・運営委員会、学級懇談会等で情報提供する。
- ・生徒のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者との連携した生徒の見守り

5 警察等、関係機関との連携

いじめに対する措置

いじめ情報のキャッチ

- 「いじめ問題対策会議」を招集する。
- いじめられた生徒を徹底して守る。
- 見守る体制を整備する。(登下校、休み時間、清掃時)

正確な実態把握

- 当事者双方、周りの生徒から聴き取り、記録する。
- 個々に聴き取りを行う。
- 関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- 一つの事象にとらわれず、いじめ全体を把握する。

指導体制、方針決定

- 指導のねらいを明確にする。
- すべての教職員の共通理解を図る。
- 対応する教職員の役割分担を考える。
- 教育委員会、関係機関との連携を図る。

生徒への指導・支援

- いじめられた生徒を保護し、心配や不安を取り除く。
- いじめた生徒に、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識を持たせる。

保護者との連携

- 発見したその日のうちに家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- 学校の方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

今後の対応

- 継続的に指導や支援を行う。
- カウンセラー等の活用も含め、心のケアにあたる。
- 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

把握すべき情報例

- ◆ 誰が誰をいじめているのか? 加害者と被害者の確認
- ◆ いつ、どこで起こったのか? 時間と場所の確認
- ◆ どんな内容のいじめか? どんな被害を受けたのか? 内容
- ◆ いじめのきっかけは何か? 背景と要因
- ◆ いつ頃から、どのくらい続いているのか? 期間

要注意 : 生徒の個人情報、その取扱いに十分注意すること

いじめが起こった場合の学校全体の取組

日常の観察・アンケート・教育相談・生徒の訴え等の情報

情報を得た教職員

担任・学年主任等

生徒指導主事

教頭

校長

招集・指揮

いじめ問題対策会議

報告・共通理解

調査方針・分担決定

調査班編成

事案の状況により、メンバーの決定
(学年主任・生徒指導主事・担任・養護教諭)

報告・事実関係の把握

方針の決定・指導体制の編成

対応班編成

事案の状況により、メンバーの決定
(学年主任・担任・部活動顧問等)

対応班によるいじめ解消に向けた指導

解消に向けた継続指導

観察

再発防止・未然防止活動

教育委員会

報告
支援

保護者

連絡

報告
支援

教育委員会

連絡・相談

暴力・恐喝等の
犯罪行為があった

・警察 ・関係機関 【通報の例】

- ① ゲームや悪ふざけをし、殴ったり、蹴ったりする。
- ② 無理矢理ズボンを脱がす。
- ③ カッターやはさみ等で同級生を切りつける。
- ④ 断れば危害を加えると脅し、性器や胸、お尻をさわる。
- ⑤ 断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。
- ⑥ 断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。
- ⑦ 靴や体操服、教科書等の所持品を盗む
- ⑧ 財布から現金を盗む。
- ⑨ 自転車を壊す。
- ⑩ 制服をカッターで切り裂く。

※いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

※いじめ情報が入ってから学校の方針決定に至るまで、その日のうちに対応することを基本とする。

重大事態への対応

【 学校 】

重大事態の発生

- 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（生徒が自殺を企図した場合等）
- 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

(年間 30 日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合)
※生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申し出があったとき

